平成２９年（フ）第４７１号
東京都あきる野市草花2100番地43
債務者　野村きよみ
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３４号
大分県別府市上野口町３番38号　第２藤屋ビル501号、開始決定時の住所大分県速見郡日出町大字川崎776番地10
破産者　渡邉　久美
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年７月25日午後２時30分
平成29年６月15日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
三重県松阪市宝塚町1596番地９
破産者　西堀　法子
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月14日午前10時
平成29年６月15日　　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１０号
長野県諏訪市小和田南14番14号
破産者　松澤　　修
1　破産債権の届出期間　平成29年７月18日まで
2　一般調査期日　平成29年７月28日午前10時30分
平成29年６月16日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市常松１丁目２番14号
破産者　遠藤　リリ
1　破産債権の届出期間　平成29年７月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月14日午前10時30分
平成29年６月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７５９号
神戸市中央区下山手通８丁目15番31号　リトルサンシャイン102、開始決定時の住所神戸市中央区磯辺通４丁目１番28―1122号
破産者　川崎こと　和田有可子
1　破産債権の届出期間　平成29年７月20日まで
2　一般調査期日　平成29年９月７日午前10時
平成29年６月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１号
佐賀県伊万里市立花町1675番地35、前住所佐賀県伊万里市立花町2404番地97
破産者　小笠原和生
1　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
2　一般調査期日　平成29年９月13日午前10時30分
平成29年６月14日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５４１８号
大阪市中央区本町橋２番22号内本町ダイワビル10Ｆ
破産者　株式会社スリーライン
1　破産債権の届出期間　平成29年７月28日まで
2　一般調査期日　平成29年９月25日午後２時
平成29年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８９号
（最後の住所）兵庫県加古川市加古川町粟津749番地の11、開始決定時大阪市此花区梅香３丁目13番２号
破産者　被相続人亡丸山義明相続財産
1　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月７日午後２時30分
平成29年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０号
愛媛県松山市清住２丁目1214番地34
破産者　緒方久美子
1　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月14日午後１時55分
平成29年６月15日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０５５号
大阪市東成区神路３丁目１番４号
破産者　有限会社ドイラブ商会
1　破産債権の届出期間　平成29年９月１日まで
2　一般調査期日　平成29年10月２日午後２時
平成29年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の一般調査期日

平成２８年（フ）第５３号
秋田県湯沢市皆瀬字長石田21番地
破産者　髙橋　長藏
主文　破産債権の一般調査期日を平成29年７月13日午前10時と指定する。
平成29年６月14日　秋田地方裁判所横手支部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第６４６号
大阪市城東区成育４丁目11番18号
破産者　小堀鉄工株式会社
1　期日　平成29年７月26日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２８年（フ）第３１５９号
東京都新宿区左門町６番地７　鯉江ビル801号
破産者　株式会社さち子プロ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月28日午後３時
平成29年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０５０号
東京都大田区大森中２丁目７番６号
清算株式会社　三力工業株式会社
代表清算人　入澤　英明
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０２３号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目４番16号
清算株式会社　エスアンドエイチジャパン株式会社
代表清算人　宮川　勝之
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
本協定で対象とする債権は、清算株式会社に対する債権のうち一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）をいい、協定債権を有する者を「協定債権者」、協定債権者の有する協定債権の額を「協定債権額」という。
2　弁済の時期及び方法
清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する（１円未満の端数は切り捨てる。）。
弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
3　残債務の免除
上記２の弁済が完了したときに、各協定債権者の清算株式会社に対する残債務は全額免除されるものとする。
4　追加弁済
上記２の弁済後、清算株式会社に新たな弁済原資が生じたときは、清算株式会社は、各協定債権者に対し、当該弁済原資から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が上記３の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成２８年（再）第１号
大分市京が丘南１丁目824番地の14
再生債務者　株式会社エンタープライズ自由ケ丘
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年６月12日
大分地方裁判所民事第１部